

住宅のバリアフリー改修による 所得税の税額控除と固定資産税の減税

平成 19 年度の税制改正により、高齢者などが自立した日常生活を送ることができる環境整備を促進するため、住宅のバリアフリー改修促進税制が創設されました。

この制度は、居住用の家屋について、バリアフリー改修工事を含む増改築などを行った場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度との選択により、ローン残高の一定割合を所得税額から控除するものと、バリアフリー改修工事を行なった翌年度分の固定資産税が減額されるものであり、両制度は対象者や控除期間などが異なっています。

所得税額控除と固定資産税減額の対象となる要件の比較

	所得税額の控除《国 税》	固定資産税額の減税《地方税》
対 象 者	本人が 50 歳以上	本人が 65 歳以上
	65歳以上の者または要介護・要支援認定者、障がい者と同居している者	
	要介護・要支援認定者	
	障がい者	
対 象 家 屋	工事後の家屋の床面積が50㎡以上	平成 19 年 1 月 1 日以前から存在している家屋（賃貸住宅は除く）で 100㎡分まで
対 象 工 事	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 20 年 12 月 31 日までの間	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日までの間
控 除 期 間	5 年間	1 年間
減 額	ローン残高 × 控除率	翌年度のみ 3 分の 1 減額
工 事 費 の 要 件	改修工事費用から補助金等を除いた自己負担額が 30 万円以上 (補助金等・・・介護保険法による住宅改修費など)	
対象となるバリアフリー工事	廊下等の幅の拡張 階段の勾配の緩和 浴室の改良 便所の改良 手すりの設置 屋内の段差の解消 出入口の戸の改良 床表面の滑り止め化	

所得税の税額控除を受ける場合は、確定申告の際に、建築士等が作成した増改築等工事証明書の添付が必要です。

固定資産税の減額を受ける場合は、申請が必要となります。工事完了後速やかに、工事内容を示す書類等（工事明細書や写真等）を添付して、役場総務課税務係（☎ 52 2101）へ申請してください。

なお、住宅の新築等ですでに固定資産税の減額措置を受けている場合は、この制度との併用はできず、また、本制度の適用は、住宅 1 戸につき 1 回限りとなっています。

<p>受講料 3千5百円</p> <p>定員 8名</p> <p>18時30分 20時30分</p> <p>9月11・13日(火・木)</p> <p>とき</p> <p>力支援、ルックアップ設置</p> <p>アクセス中級コース</p> <p>テーブルの作成、住所入</p>	<p>申込期限 9月6日(木)まで</p> <p>申込方法</p> <p>受講申込書は富良野地域人材開発センターの窓口に備え付けていますので、記入のうえ提出してください。</p> <p>15名(申込者多数の場合、は後日選考を行います。)</p> <p>受講料 4万円</p> <p>テキスト代 6千8百円</p> <p>申込方法</p>	<p>対象者</p> <p>18歳以上60歳未満の方で休まず受講できる方</p> <p>定員</p> <p>15名(申込者多数の場合、は後日選考を行います。)</p> <p>受講料 4万円</p> <p>テキスト代 6千8百円</p> <p>申込方法</p>	<p>とき</p> <p>10月2日(火)から11月22日(木)までの平日22日間</p> <p>対象者</p> <p>18歳以上60歳未満の方で休まず受講できる方</p> <p>定員</p> <p>15名(申込者多数の場合、は後日選考を行います。)</p> <p>受講料 4万円</p> <p>テキスト代 6千8百円</p> <p>申込方法</p>	<p>ホームヘルパー</p> <p>養成研修2級課程</p> <p>富良野地域人材開発センター</p> <p>☎ 22 26 19</p> <p>住民講座</p>
---	--	---	---	---